

主任技術者の専任要件の緩和措置について

平成25年10月
令和7年1月一部改正
亘理町財政課

公共工事に配置する主任技術者は、工事の適正な施工を確保するため、請負代金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上のものについては、現場ごとの専任を要件としているが、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」（平成26年2月3日付け国土建第272号）をふまえ、下記のとおり主任技術者の専任要件を緩和する運用を実施する。

記

1 緩和措置の内容

請負代金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上で主任技術者の専任が本来必要な工事について、2件まで兼務可能とする。

2 「工事現場の相互の間隔が10 km程度」について

自動車で通行可能な経路で工事区間相互を連絡する10 km程度とする。

3 兼務対象とする工事

国・県・市町村等が発注する工事を対象とする。ただし、本運用の適用日より前に契約締結した工事同士の兼務は不可とする。

4 手続き

受注者は、契約時に専任を要する主任技術者の兼務届出書（別紙様式）を各工事監督員に提出するものとする。

5 その他

(1) 下請負人の取扱い

本運用は、直接元請負人に限らず下請負人にも適用できるものとする。

(2) 監理技術者との関係

本運用は、専任の主任技術者に対する取扱いであり、専任の監理技術者については兼務の対象外とする。

(3) 営業所における専任の技術者との関係

本運用は、工事間の専任の主任技術者に対する取扱いであり、営業所における専任の技術者については従前のおりとする。

6 本運用の適用時期

令和7年4月1日以降に入札公告又は指名通知する工事案件から適用する。